



国海安第317号
平成30年3月30日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局安全政策課長
石原 典雄



船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶安全法施行規則に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正
することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。
また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。



平成 30 年 3 月 30 日
国 土 交 通 省
海 事 局 安 全 政 策 課

船舶安全法施行規則に関する船舶検査心得の一部改正について

1. 改正の概要

船舶安全法第 5 条又は第 6 条の検査の申請に係る船舶又は物件の一部が他の地方運輸局等の管轄する区域内にある場合は、申請者は安全法施行規則第 15 条第 2 項の規定に基づき、当該他の地方運輸局等へ検査の委嘱を申請することができる。

申請者が検査の委嘱を希望する場合は、従来申請者に検査委嘱申請書を正副 2 通の提出を求めていたところ、これを 1 通と改めることとする。

また、これに伴い所要の改正を行う。

2. 今後の予定

公 布：平成 30 年 3 月 30 日

施 行：平成 30 年 4 月 1 日